

## 堺市歴史的風致維持向上計画(第2期)(案) についてのご意見の要旨と本市の考え方

	ご意見の要旨	市の考え方
第1章 堺市の歴史的風致形成の背景		
1	<p>計画案 45 頁</p> <p>世界遺産の説明を 45 頁に記載しているが、代表的な古墳である仁徳天皇陵古墳と履中天皇陵古墳の写真を掲載した方がわかりやすい。</p>	<p>45 頁に仁徳天皇陵古墳と履中天皇陵古墳の写真を掲載します。</p>
2	<p>唐、新羅から導入された鑄造技術は、河内鑄物師の活躍により堺の農耕器具、鍋釜、刃物、鉄砲の生産に繋がり、現在の鉄鋼技術発展の礎となっている。今回の機会に更なる PR 活動をお願いしたい。</p>	<p>河内鑄物師についての説明は 21 頁に記載しています。MC みはらでの展示や、遺跡の発掘調査の速報展などで河内鑄物師の啓発に関する取組があれば積極的に取り上げ、同計画の進捗報告で関連事業として記載し公開します。</p>
第2章 堺市の歴史的風致		
3	<p>計画案 71 頁</p> <p>71 頁上から9行目「会合衆」に「かい(え)ごうしゅう」と振り仮名をつけているが、「えごうしゅう」という読み方は、現在では誤りであると考えられる。堺市が策定する歴史的風致維持向上計画にこのような曖昧な振り仮名をつけることは、恥ずかしいと思う。</p>	<p>第1期計画では会合衆(かいごうしゅう)としていましたが、第2期計画では、中学・高校教育の用語表記(えごうしゅう・かいごうしゅう えごうしゅうの併記)に沿うよう、(え)の振り仮名を併記しています。</p>
4	<p>計画案 71 頁</p> <p>71 頁の最後の方では、「元和の町割」と元禄の『堺大絵図』に触れて、「環濠都市内では現在もこの町割が街区構成の基本となっている。」と書かれているが、これだけでは不十分である。環濠都市の北部地区には、第2次世界大戦の戦火を逃れて、『堺大絵図』に描かれた町割がそのまま残っている。町自体が文化財であるということを、正しく認識した記述にすべきである。</p>	<p>環濠都市のうち空襲を免れた地域の多くで「元和の町割」が今も残されている、という内容を追記します。</p>
5	<p>計画案 74~77 頁</p> <p>環濠都市内の伝統産業の一つに刃物が入り入れられている。毎年11月に開口神社で刃物生産者によりふいご祭りが行われていると聞いている。伝統産業に関わる行事として、たいへん重要と思うのでぜひ計画に記載してほしい。</p>	<p>75 頁の伝統産業の刃物の記述で、ふいご祭りについて記載します。</p>

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針		
6	<p>計画案 124・142 頁</p> <p>百舌鳥古墳群の整備基本計画を第3章に、保存活用計画を第4章に記載しているが、両計画とも第3章の関連計画にまとめた方がわかりやすい。</p>	<p>百舌鳥古墳群保存活用計画は、重点区域内の取り扱いにかかる計画として第4章に記載していましたが、整備基本計画と連携するものでもあるため、第3章の関連計画にまとめます。</p>
7	<p>計画案 126 頁</p> <p>126 頁で、「シビックプライド」について記載があるが、単純な郷土愛にとどまらず、市民が地域活性化に向けて積極的に行動しようとする考えことだと認識している。5 頁や 112 頁で記載されているように、一過性や一時的とならないことが肝要です。常設施設として、堺市博物館があるが、シビックプライド向上に、博物館展示は、かなり有効ではないか。</p>	<p>計画案では 152 頁の(3)文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画で、堺市博物館を位置付けています。</p> <p>また、第6章の 175・176 頁では、博物館での展示・講座・校外学習の受け入れを、歴史的風致の維持向上に資する事業として記載しています。</p>
第4章 重点区域の位置及び区域		
8	<p>世界遺産の記載について、本計画には世界遺産に関するバッファゾーンの説明がされていないが、必要と思われる。</p>	<p>計画案では 138 頁の第4章 4. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携のうち、百舌鳥古墳群及び周辺区域はバッファゾーンの基本的な考え方を記載した方がより理解が深まるため、同項目の冒頭に追記します。</p>
9	<p>計画案 137～139 頁</p> <p>大仙公園周辺は大正 8 年の風致地区（景勝地）指定に基づく法規制がなされている。本文 130 ページのある地図の点線内には、戦後、建てられた住宅地ゾーンがあるが世界文化遺産登録に伴い法規制の網が重なり届出等、不便をかけているのではないか。古い法律の適用解除や届出等の簡素化を図る考えはないのか。</p> <p>ないのであれば、当該地区の住宅地ゾーンを買い取り、大仙公園区域を広げる考えはどうか。</p>	<p>計画案では、重点区域における良好な形成に関する施策として、大仙風致地区を記述していますが、本計画策定に際して、風致地区の取り扱いを変更することはありません。</p> <p>大仙公園整備については、第6章の取組の一つとして記載しています。今後、事業の内容変更や新たな取組の追加が見込まれる場合は、国との協議・調整のうえ計画変更の手続きを行います。</p>
第5章 文化財の保存または活用に関する事項		
10	<p>計画案 144 頁</p> <p>144 頁に堺環濠都市が全国でも 66 件のみが選択されている重要地域に位置付けられていることをもっと広く市民に周知し、重要文化的景観の選定を目指し計画に盛り込むべきです。</p>	<p>重要文化的景観の選定を受けるには、文化的景観としての重要性が明らかで、当該地方公共団体が保存に必要な措置を講じる必要があります。本計画では、これらの措置等に対する検討のために、文化的景観からの価値の把握等に努めます。</p>

11	<p>計画案 144 頁</p> <p>144 頁の (1) 文化財の保存・活用の現況④「文化的景観」について、「文化的景観」は、途中の文章の最後に「『堺環濠都市』『阪堺電車』を対象に文化的景観の観点から価値の把握等に務める」とあるだけである。「価値の把握等に務める」段階ではなく、他の 3 項目のように具体的な方針を書き込む必要があると考える。また、この項目内容は、「2. 重点区域に関する事項」のところでは触れられていない。</p> <p>「文化的景観」については、第 1 期計画でも同様の記述がされているが、第 1 期期間中に京都工芸繊維大学の文化的景観によるまちづくりの試みが開始され、住民組織である堺環濠都市北部地区町なみ再生協議会が全面的に協力して同大学による自主的な調査が行われ、成果の報告にまで至る段階にある。この動きを第 2 期計画に全く反映させず、第 1 期計画と全く同じ記載ではおかしい。修正すべきである。</p> <p>重要な「文化的景観」について、今後、京都工芸繊維大学の調査の成果を踏まえて、第 2 期計画の見直しを行うことが必要であるとする。</p>	<p>重要文化的景観の選定を受けるには、文化的景観としての重要性が明らかで、当該地方公共団体が保存に必要な措置を講じる必要があります。本計画では、これらの措置等に対する検討のために、文化的景観からの価値の把握等に努めます。</p>
12	<p>計画案 147 頁</p> <p>文化財の保存・活用に係る体制についての記載について、147 頁に文化財課を記載しているが、関連する世界遺産課も記載すべきではないか。</p>	<p>百舌鳥古墳群をはじめとする古墳の保存活用に関する業務について担当する世界遺産課についても記載します。</p>
13	<p>計画案 151～152 頁</p> <p>151～152 頁の文化財の防災に関する具体的な計画で環濠都市北部地区は町自体が文化財であると認識していると理解しました。それなのに「特に環濠都市遺跡～」以下の表現は適切ではないです。開発に屈することなく文化財を守り、その上で防災対策に取り組むべきです。</p>	<p>本市では、堺市防災計画と連携し文化財の防災に関する取組を進めています。</p> <p>計画に記載した内容のほか、防火デーにおける消防訓練や消防点検の実施などにより防災意識を高めるほか、市民に対して文化財保護の啓発の取組を行います。</p>
14	<p>計画案 151～152 頁</p> <p>(5) 文化財の防災に関する具体的な計画」の項は、一般的な防災に対する記載であり、歴史的風致維持向上計画に記載する文章としては不相当である。「特に環濠都市区域の北部は元和の町割を継承する街区であるものの、狭い道路も多く、」という文章は、この地域の狭い道路(公道)</p>	<p>本市では、堺市防災計画と連携し文化財の防災に関する取組を進めています。</p> <p>計画に記載した内容のほか、防火デーにおける消防訓練や消防点検の実施などにより防災意識を高めるほか、市民に対して文化財保護の啓発の取組を行います。</p>

	<p>の歴史的意味と価値を全く理解していない。元禄の堺大絵図に描かれた町割がそのまま残っている地域であり、町全体が文化財なので、その文化財を棄損しないような防災計画を立てる必要がある。計画の文章からは、町そのものが文化財という意識が一かけらも感じられない。京都市等では「防災と保存を両立させる」とコメントをしているようであるが、歴史的風致維持向上計画を策定している自治体ならば、最低でもそれくらいの努力はして欲しい。</p>	
<p>第6章 歴史的風致維持向上施設の整備または管理等に関する事項</p>		
15	<p>計画案 156・157・161・164・168・174 頁</p> <p>第6章の記載について、同章に記載している事業や取り組みに関する方針や事業一覧の項目を、第3章で定めた方針に合わせて記載した方がわかりやすい。</p>	<p>第6章で示した取組に関する4つの方針や事業の項目は第1期計画の内容を記載していましたが、第6章の方針に第3章の方針のサブタイトルを記載していることから、第6章の方針や事業についても第3章の方針に合わせて項目を統一します。</p>
16	<p>「百舌鳥古墳群ビジターセンター」は敷地面積が狭く展示も貧相の観が否めない。堺市民向けとしてはともかく他府県や海外からの来訪者に対するものとしてはあんまりの気がする。</p> <p>やはり将来的に本格的な「古墳ガイダンス施設」が欲しくはないか。百舌鳥古墳群だけでなく、古市古墳群の「古墳ガイダンス施設」も「政令市」の責任として堺市で用意するのが責務とは考えられないか。</p> <p>大仙公園で「古墳ガイダンス施設」を設置するとすれば「旧大阪女子大学跡地」しかないと思う。将来の堺市博物館の建て替えの件もある。現在、同跡地は草ボーボー。現在の状況が将来的にも未来永劫、望ましいとお考えか。</p>	<p>百舌鳥古墳群ビジターセンターは第1期計画で整備し、計画案152頁で百舌鳥古墳群及び周辺区域で文化財の保存・活用を行うための施設として位置づけています。</p> <p>今後、百舌鳥古墳群に関する新たな取組の追加が見込まれる場合は、国との協議・調整のうえ計画変更の手続きを行います。</p>

17	<p>計画案 160・166 頁</p> <p>「まちなみ再生事業(平成 25 年度~令和 6 年度)」の実施期間は令和 6 年度までで、2 期計画が始まったと思ったら、すぐ終わる計画である。160 頁には、「(2) 環濠都市区域における事業」として、主な事業を掲載されているが、たった 2 年しか継続しない「まちなみ再生事業」も 2 期計画の主要事業のような顔をして掲載されている。開始時期と終了時期がずれただけに、2 期計画の主な事業のように地図に掲載しているのは見る人を誤解させる。160 頁の地図にも、事業期間を明記すべきである。</p> <p>166 頁の「町なみ再生事業」には、事業内容として「○町家等の修景への支援」と記載されているが、現 1 期計画 (125 頁) では「○町家周辺の景観整備 (道路の美装化等)」と明記されている。この道路の美装化等は結局達成されていないが、2 期計画では、何の説明もなく削除されている。1 期計画の達成状況などの評価では、何らかの公表がされると思われるが、2 期計画においても、なぜこの項目が削除されたのか説明する必要がある。</p>	<p>同計画に記載する事業年度については、計画期間(令和 5 年度~令和 14 年度)に基づき記載しています。事業期間内の実施年数に関わらず、歴史的風致の維持向上に資する取組を記載しています。</p> <p>毎年の進捗報告で計画内容を確認し、事業期間が変更になった際には計画変更により対応するため、160 頁には事業期間を記載しません。</p> <p>なお第 6 章では、計画策定の時点で取組む事業内容を記載しています。今後、事業の内容変更や新たな取組の追加が見込まれる場合は、国との協議・調整のうえ計画を変更の手続きを行います。</p>
18	<p>計画案 167 頁</p> <p>167 頁の事業名「環濠都市堺の再生事業」については、具体的な説明が全くなく、160 頁の地図でも、環濠都市の内どのの地点ともつながっていない。事業概要と言うからには、具体的な内容を書き込む必要がある。</p>	<p>本事業は環濠都市エリアでの公共空間の利活用の検討や情報発信を行うものです。具体的な取組の内容は、年に一度実施する進捗報告に記載し、その内容を公開します。</p> <p>また、今後、事業の内容変更や新たな取組の追加が見込まれる場合は、国との協議・調整のうえ計画変更の手続きを行います。</p>